

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2023年度）

住 所 富山県富山市明輪町1番50号  
 事業者名 あいの風とやま鉄道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 伍嶋 二美男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

①鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーターの 設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呉羽駅への北口改札設置工事（北口改札内のエレベーター設置を含む）を進める。（2023年度供用開始予定）</li> <li>・福岡駅の段差解消のため、エレベーター設置工事に着手する。（2023年度）</li> <li>・越中大門駅の段差解消のため、エレベーター設置の詳細設計に着手する。（2023年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画のとおり供用を開始した。（2024年3月）</li> <li>・計画のとおり着手し、設置工事を進めた。</li> <li>・計画のとおり着手し、詳細設計を進めた。</li> </ul>

②鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備等を用いた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。（2023年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットや駅の設備等を用いた運行情報等の提供を継続的に実施した。</li> </ul>

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客支援	・中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。(2023年度)	・全ての駅で車椅子の介助要員の手配等の対応を継続的に実施した。

④高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
音声による情報提供	・運行情報等を音声で提供できる車両を運行する。(2023年度)	・計画のとおり実施した。

⑤移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練	・車椅子介助の訓練を実施する。(2023年度)	・計画のとおり実施した。

⑥高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗車マナーUPキャンペーン	・駅や列車内において、乗車マナーUP（高齢者等への配慮等）についての啓発放送や啓発ポスターの掲示による継続的な啓発活動を実施する。(2023年度)	・計画のとおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進のために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・高岡市及び射水市が2021年度にバリアフリー基本構想を策定するにあたり、基本構想の策定に係る推進協議会に委員として参画した。

(3) 報告書の公表方法

- ・弊社ホームページに掲載する。

(4) その他

- ・車両の更新や主な設備の対応方針については、当社の経営計画に位置付けられている。

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

(2024年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置数	傾斜路の箇所数	視覚誘導ブロックの有無	障害者用トイレの有無	案内設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
		都道府県 23区・郡・市・区																		
石動 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 小矢部市	2,956 人	○ー	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
福岡 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	1,864 人	○ー			2	1	基	基	基	箇所	○			○	○	○	2	○
西高岡 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	1,124 人	○ー			2		基	基	基	箇所	○			○	○	○	2	○
高岡やぶなみ 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 高岡市	1,092 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
高岡 駅	あいの風とやま鉄道線 西日本旅客鉄道城端線 氷見線	富山県 高岡市	11,958 人		○	○	4	4	4 (4) 基	4 (4) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	4	○
越中大門 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 射水市	2,068 人	○ー			2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	○	2	○
小杉 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 射水市	6,356 人	○ー	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
呉羽 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	3,172 人	○ー		○	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
富山 駅	あいの風とやま鉄道線 西日本旅客鉄道高山本線	富山県 富山市	23,864 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 (4) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
新富山口 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	770 人	○	○	○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
東富山 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	2,876 人	○ー			2	1	基	基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○
水橋 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 富山市	1,352 人	○ー			2	1	基	基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○
滑川 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 滑川市	2,616 人	○ー		○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
東滑川 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 滑川市	420 人	○			2		基	基	基	箇所			○	○	○	○	2	○
魚津 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 魚津市	3,712 人	○ー	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
黒部 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 黒部市	2,392 人	○ー			2	1	基	基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○
生地 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 黒部市	894 人	○ー			2	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	○	○	2	○
西入善 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 入善町	324 人	○			2	1	基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	2	○
入善 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 入善町	1,700 人	○ー			2	1	基	基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○
泊 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 朝日町	828 人	○ー			2	1	基	基	基	2 (1) 箇所	○		○	○	○	○	2	○
越中宮崎 駅	あいの風とやま鉄道線	富山県 下新川郡 朝日町	166 人	○			1		基	基	基	箇所	○		○	○	○	○	1	○
(合計) 21 駅					19 駅	7 駅	9 駅	43	29	9 9 駅 22 (22) 基	2 2 駅 8 (8) 基	0 駅 0 基	6 5 駅 7 (5) 箇所	19 駅	9 駅	5 駅	21 駅	21 駅	21 駅	21 駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。